

令和 8 年 承認第 1 号

臨時代理の承認について

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正について
教育長に対する事務委任規則（昭和 6 0 年三好町教育委員会規則第 3 号、以下
「事務委任規則」という。）第 3 条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任
規則第 4 条により報告し、承認を求める。

令和 8 年 1 月 1 5 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、次のとおり規則を改正することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和7年12月22日

みよし市教育委員会

教育長 増岡潤一郎

1 臨時代理の内容

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正について

2 提出議案

別紙のとおり

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

- 【趣旨】
- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）及び教育公務員特例法の一部改正（令和7年6月18日公布、令和8年1月1日施行。）に伴い、教職調整額の基準となる額について給料月額 4% から 10% へ段階的に上げられること及び義務教育等教員特別手当の支給額について校務類型（文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類）に係る業務の困難性等を考慮して条例で定めるとされたことに伴い、任期付市費負担教員の教職調整額及び義務教育等教員特別手当に関し、必要な改正を行う。
 - 2 みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定により、教職調整額は、県費負担教員に準じて定めることとされており、令和7年10月愛知県人事院勧告において、教職調整額について給特法の一部改正後の規定に準じて改正することが示されたため、任期付市費負担教員の教職調整額についても同様とする。また、条例第9条第2項及び第13条第2項の規定により、教員特殊業務手当及び義務教育等教員特別手当についても、県費負担教員の例により及び県費負担教員に準じて定めることとされており、愛知県の支給内容と同様とする。

- 【内容】
- 1 教員特殊業務手当に関する規定を改める。（第4条関係）
 - (1) 学校の管理下において緊急的に行う業務で、週休日等に従事した場合の従事時間に係る支給要件を、「終日に及ぶ程度のもの」から「4時間程度」に改める。
 - (2) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で、週休日等に行うものの従事時間に係る支給要件の「終日に及ぶ程度」について、「日中8時間程度」と明確化する。
 - (3) 学校の管理下において緊急的に行う業務で、児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する補導の業務に係る手当の額を、「7,500円」から「8,000円」に改める。
 - 2 義務教育等教員特別手当に関する規定を改める。（第5条関係、別表関係）
 - (1) 学級を担当する校務の種類を規定する。
 - (2) 条例第13条第2項第1号に掲げる校務を分掌する市費負担教員である場合は3,000円を加算するとする規定を加える。
 - (3) 別表を愛知県と同様とする。
 - 3 教職調整額に関する規定を改める。（第6条関係）
「100分の4」を「100分の10」に改める。
 - 4 教職調整額の段階的引上げに関する規定を設ける。（附則第2項関係）

次の表の左欄に掲げる期間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

【施行期日】 令和8年1月1日

【参 考】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法一部改正新旧対照表（抜粋）

<p>令和十二年 一月一日か ら同年十二 月三十一日 まで</p>	<p>百分の九</p>	<p>令和十一年 一月一日か ら同年十二 月三十一日 まで</p>	<p>百分の八</p>	<p>令和十年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p>	<p>百分の七</p>	<p>令和九年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p>	<p>百分の六</p>	<p>令和八年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p>	<p>百分の五</p>								
<p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p>第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第五条及び第六条第一項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）には、その者の給料月額（幼稚園の教育職員にあつては、百分の四）に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>令和八年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>百分の五</p> </td> </tr> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>令和九年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>百分の六</p> </td> </tr> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>令和十一年 一月一日か ら同年十二 月三十一日 まで</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>百分の八</p> </td> </tr> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>令和十二年 一月一日か ら同年十二 月三十一日 まで</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>百分の九</p> </td> </tr> </table>										<p>令和八年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p>	<p>百分の五</p>	<p>令和九年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p>	<p>百分の六</p>	<p>令和十一年 一月一日か ら同年十二 月三十一日 まで</p>	<p>百分の八</p>	<p>令和十二年 一月一日か ら同年十二 月三十一日 まで</p>	<p>百分の九</p>
<p>令和八年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p>	<p>百分の五</p>																
<p>令和九年一 月一日から 同年十二月 三十一日ま で</p>	<p>百分の六</p>																
<p>令和十一年 一月一日か ら同年十二 月三十一日 まで</p>	<p>百分の八</p>																
<p>令和十二年 一月一日か ら同年十二 月三十一日 まで</p>	<p>百分の九</p>																

【参 考】 教育公務員特例法一部改正新旧対照表（抜粋）

<p>（校長及び教員の給与）</p> <p>第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。</p> <p>2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、前項に規定する者のうち次に掲げるものを対象として、これらの者が分掌する校務類型（文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類をいう。以下この項において同じ。）に応じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、条例で定める。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>新</p>
<p>（校長及び教員の給与）</p> <p>第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。</p> <p>2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>旧</p>

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則（平成22年みよし市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「終日に及ぶ」を「4時間」に改め、同項第3号中「終日に及ぶ」を「日中8時間」に改め、同条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例第13条第2項第1号に掲げる校務を分掌する市費負担教員に係る義務教育等教員特別手当の額は、当該市費負担教員の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に3,000円を加算した額とする。

第5条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第13条第2項第1号に規定する規則で定める校務は、学級経営及び学級における生活指導又は教科指導を行う校務(学級を担当する者として行うものに限る。)とする。

第6条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

号給	職務の級	
	1級	2級
	手当月額	手当月額

	円	円
1	1,300	1,400
2	1,300	1,400
3	1,300	1,400
4	1,300	1,400
5	1,300	1,600
6	1,300	1,600
7	1,300	1,600
8	1,300	1,600
9	1,400	1,700
1 0	1,400	1,700
1 1	1,400	1,700
1 2	1,400	1,700
1 3	1,500	1,700
1 4	1,500	1,700
1 5	1,500	1,700
1 6	1,500	1,700
1 7	1,600	1,800
1 8	1,600	1,800
1 9	1,600	1,800
2 0	1,600	1,800
2 1	1,700	1,900
2 2	1,700	1,900
2 3	1,700	1,900
2 4	1,700	1,900
2 5	1,800	2,000
2 6	1,800	2,000
2 7	1,800	2,000
2 8	1,800	2,000

2 9	1, 900	2, 100
3 0	1, 900	2, 100
3 1	1, 900	2, 100
3 2	1, 900	2, 100
3 3	1, 900	2, 200
3 4	1, 900	2, 200
3 5	1, 900	2, 200
3 6	1, 900	2, 200
3 7	2, 000	2, 300
3 8	2, 000	2, 300
3 9	2, 000	2, 300
4 0	2, 000	2, 300
4 1	2, 200	2, 400
4 2	2, 200	2, 400
4 3	2, 200	2, 400
4 4	2, 200	2, 400
4 5	2, 200	2, 600
4 6	2, 200	2, 600
4 7	2, 200	2, 600
4 8	2, 200	2, 600
4 9	2, 300	2, 600
5 0	2, 300	2, 600
5 1	2, 300	2, 600
5 2	2, 300	2, 600
5 3	2, 400	2, 800
5 4	2, 400	2, 800
5 5	2, 400	2, 800
5 6	2, 400	2, 800
5 7	2, 400	3, 000
5 8	2, 400	3, 000

5 9	2, 400	3, 000
6 0	2, 400	3, 000
6 1	2, 500	3, 200
6 2	2, 500	3, 200
6 3	2, 500	3, 200
6 4	2, 500	3, 200
6 5	2, 600	3, 300
6 6	2, 600	3, 300
6 7	2, 600	3, 300
6 8	2, 600	3, 300
6 9	2, 600	3, 400
7 0	2, 600	3, 400
7 1	2, 600	3, 400
7 2	2, 600	3, 400
7 3	2, 700	3, 500
7 4	2, 700	
7 5	2, 700	
7 6	2, 700	
7 7	2, 800	
7 8	2, 800	
7 9	2, 800	
8 0	2, 800	
8 1	2, 800	
8 2	2, 800	
8 3	2, 800	
8 4	2, 800	
8 5	2, 800	
8 6	2, 800	
8 7	2, 800	
8 8	2, 800	

8 9	2, 900
9 0	2, 900
9 1	2, 900
9 2	2, 900
9 3	3, 000
9 4	3, 000
9 5	3, 000
9 6	3, 000
9 7	3, 100
9 8	3, 100
9 9	3, 100
1 0 0	3, 100
1 0 1	3, 100
1 0 2	3, 100
1 0 3	3, 100
1 0 4	3, 100
1 0 5	3, 200
1 0 6	3, 200
1 0 7	3, 200
1 0 8	3, 200
1 0 9	3, 200
1 1 0	3, 200
1 1 1	3, 200
1 1 2	3, 200
1 1 3	3, 200
1 1 4	3, 200
1 1 5	3, 200
1 1 6	3, 200
1 1 7	3, 300
1 1 8	3, 300

1 1 9	3,300
1 2 0	3,300
1 2 1	3,300
1 2 2	3,300
1 2 3	3,300
1 2 4	3,300
1 2 5	3,300

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市費負担教員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 学校の管理下において緊急に行う業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は急迫した災害に備える防災若しくは災害直後の復旧の業務で、週休日等（みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項及び第5条に規定する週休日並びに勤務時間条例第10条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）にあっては従事した時間が<u>4時間</u>程度のもの、その他の日にあっては正規の勤務時間（勤務時間条例第8条第1項に規定する勤務時間をいう。）以外において教育委員会が定める時間従事したものの</p> <p>イ以下 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 国、地方公共団体その他の団体が開催する対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を要するものにおいてはその日において従事した時間が8時間程度であるもの、週休日等に行うもの（宿泊を要するものを除く。）にあっては従事した時間が<u>日中8時間</u>程度であるもの。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第1号イ及びウに掲げる業務 勤務1日につき<u>8,000円</u></p> <p>(3)以下 略</p> <p>3 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第5条 <u>条例第13条第2項第1号に規定する規則で定める校務は、学級経営及び学級における生活指導又は教科指導を行う校務（学級を担任する者として行うものに限る。）とする。</u></p> <p><u>2 義務教育等教員特別手当の額は、市費負担教員の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額とする。ただし、条例第13条第2号第1号に掲げる校務を分掌する市費負担教員に係る義務教育等教員特別手当の額は、当該市費負担教員の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に3,000円を加算した額とする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(教職調整額)</p> <p>第6条 市費負担教員に、その者の給料月額<u>の100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2以下 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 略</u></p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は急迫した災害に備える防災若しくは災害直後の復旧の業務で、週休日等（みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項及び第5条に規定する週休日並びに勤務時間条例第10条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）にあっては従事した時間が<u>終日に及ぶ</u>程度のもの、その他の日にあっては正規の勤務時間（勤務時間条例第8条第1項に規定する勤務時間をいう。）以外において教育委員会が定める時間従事したものの</p> <p>イ以下 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 国、地方公共団体その他の団体が開催する対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を要するものにおいてはその日において従事した時間が8時間程度であるもの、週休日等に行うもの（宿泊を要するものを除く。）にあっては従事した時間が<u>終日に及ぶ</u>程度であるもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第1号イ及びウに掲げる業務 勤務1日につき<u>7,500円</u></p> <p>(3)以下 略</p> <p>3 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第5条 義務教育等教員特別手当の額は、市費負担教員の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額とする。</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(教職調整額)</p> <p>第6条 市費負担教員に、その者の給料月額<u>の100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2以下 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案				現行													
<p>(経過措置)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる期間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の7</td> </tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の9</td> </tr> </table>				令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9				
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5																
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6																
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7																
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8																
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9																
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）													
職務の級 号給	1級 手当月額	2級 手当月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額												
	円	円		円	円												
1	1,300	1,400	1	2,000	2,100												
2	1,300	1,400	2	2,000	2,100												
3	1,300	1,400	3	2,000	2,100												
4	1,300	1,400	4	2,000	2,100												
5	1,300	1,600	5	2,000	2,300												
6	1,300	1,600	6	2,000	2,300												
7	1,300	1,600	7	2,000	2,300												
8	1,300	1,600	8	2,000	2,300												
9	1,400	1,700	9	2,100	2,400												
10	1,400	1,700	10	2,100	2,400												
11	1,400	1,700	11	2,100	2,400												
12	1,400	1,700	12	2,100	2,400												
13	1,500	1,700	13	2,200	2,500												
14	1,500	1,700	14	2,200	2,500												
15	1,500	1,700	15	2,200	2,500												
16	1,500	1,700	16	2,200	2,500												
17	1,600	1,800	17	2,300	2,600												
18	1,600	1,800	18	2,300	2,600												
19	1,600	1,800	19	2,300	2,600												
20	1,600	1,800	20	2,300	2,600												
21	1,700	1,900	21	2,400	2,800												
22	1,700	1,900	22	2,400	2,800												
23	1,700	1,900	23	2,400	2,800												
24	1,700	1,900	24	2,400	2,800												
25	1,800	2,000	25	2,600	2,900												

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
<u>26</u>		<u>1.800</u>	<u>2.000</u>	<u>26</u>		<u>2.600</u>	<u>2.900</u>
<u>27</u>		<u>1.800</u>	<u>2.000</u>	<u>27</u>		<u>2.600</u>	<u>2.900</u>
<u>28</u>		<u>1.800</u>	<u>2.000</u>	<u>28</u>		<u>2.600</u>	<u>2.900</u>
<u>29</u>		<u>1.900</u>	<u>2.100</u>	<u>29</u>		<u>2.700</u>	<u>3.000</u>
<u>30</u>		<u>1.900</u>	<u>2.100</u>	<u>30</u>		<u>2.700</u>	<u>3.000</u>
<u>31</u>		<u>1.900</u>	<u>2.100</u>	<u>31</u>		<u>2.700</u>	<u>3.000</u>
<u>32</u>		<u>1.900</u>	<u>2.100</u>	<u>32</u>		<u>2.700</u>	<u>3.000</u>
<u>33</u>		<u>1.900</u>	<u>2.200</u>	<u>33</u>		<u>2.800</u>	<u>3.200</u>
<u>34</u>		<u>1.900</u>	<u>2.200</u>	<u>34</u>		<u>2.800</u>	<u>3.200</u>
<u>35</u>		<u>1.900</u>	<u>2.200</u>	<u>35</u>		<u>2.800</u>	<u>3.200</u>
<u>36</u>		<u>1.900</u>	<u>2.200</u>	<u>36</u>		<u>2.800</u>	<u>3.200</u>
<u>37</u>		<u>2.000</u>	<u>2.300</u>	<u>37</u>		<u>2.900</u>	<u>3.300</u>
<u>38</u>		<u>2.000</u>	<u>2.300</u>	<u>38</u>		<u>2.900</u>	<u>3.300</u>
<u>39</u>		<u>2.000</u>	<u>2.300</u>	<u>39</u>		<u>2.900</u>	<u>3.300</u>
<u>40</u>		<u>2.000</u>	<u>2.300</u>	<u>40</u>		<u>2.900</u>	<u>3.300</u>
<u>41</u>		<u>2.200</u>	<u>2.400</u>	<u>41</u>		<u>3.100</u>	<u>3.500</u>
<u>42</u>		<u>2.200</u>	<u>2.400</u>	<u>42</u>		<u>3.100</u>	<u>3.500</u>
<u>43</u>		<u>2.200</u>	<u>2.400</u>	<u>43</u>		<u>3.100</u>	<u>3.500</u>
<u>44</u>		<u>2.200</u>	<u>2.400</u>	<u>44</u>		<u>3.100</u>	<u>3.500</u>
<u>45</u>		<u>2.200</u>	<u>2.600</u>	<u>45</u>		<u>3.200</u>	<u>3.700</u>
<u>46</u>		<u>2.200</u>	<u>2.600</u>	<u>46</u>		<u>3.200</u>	<u>3.700</u>
<u>47</u>		<u>2.200</u>	<u>2.600</u>	<u>47</u>		<u>3.200</u>	<u>3.700</u>
<u>48</u>		<u>2.200</u>	<u>2.600</u>	<u>48</u>		<u>3.200</u>	<u>3.700</u>
<u>49</u>		<u>2.300</u>	<u>2.600</u>	<u>49</u>		<u>3.300</u>	<u>3.800</u>
<u>50</u>		<u>2.300</u>	<u>2.600</u>	<u>50</u>		<u>3.300</u>	<u>3.800</u>
<u>51</u>		<u>2.300</u>	<u>2.600</u>	<u>51</u>		<u>3.300</u>	<u>3.800</u>
<u>52</u>		<u>2.300</u>	<u>2.600</u>	<u>52</u>		<u>3.300</u>	<u>3.800</u>
<u>53</u>		<u>2.400</u>	<u>2.800</u>	<u>53</u>		<u>3.400</u>	<u>4.100</u>
<u>54</u>		<u>2.400</u>	<u>2.800</u>	<u>54</u>		<u>3.400</u>	<u>4.100</u>
<u>55</u>		<u>2.400</u>	<u>2.800</u>	<u>55</u>		<u>3.400</u>	<u>4.100</u>
<u>56</u>		<u>2.400</u>	<u>2.800</u>	<u>56</u>		<u>3.400</u>	<u>4.100</u>
<u>57</u>		<u>2.400</u>	<u>3.000</u>	<u>57</u>		<u>3.500</u>	<u>4.300</u>
<u>58</u>		<u>2.400</u>	<u>3.000</u>	<u>58</u>		<u>3.500</u>	<u>4.300</u>
<u>59</u>		<u>2.400</u>	<u>3.000</u>	<u>59</u>		<u>3.500</u>	<u>4.300</u>
<u>60</u>		<u>2.400</u>	<u>3.000</u>	<u>60</u>		<u>3.500</u>	<u>4.300</u>
<u>61</u>		<u>2.500</u>	<u>3.200</u>	<u>61</u>		<u>3.600</u>	<u>4.500</u>
<u>62</u>		<u>2.500</u>	<u>3.200</u>	<u>62</u>		<u>3.600</u>	<u>4.500</u>

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
<u>63</u>	<u>2.500</u>	<u>3.200</u>	<u>63</u>	<u>3.600</u>	<u>4.500</u>
<u>64</u>	<u>2.500</u>	<u>3.200</u>	<u>64</u>	<u>3.600</u>	<u>4.500</u>
<u>65</u>	<u>2.600</u>	<u>3.300</u>	<u>65</u>	<u>3.700</u>	<u>4.800</u>
<u>66</u>	<u>2.600</u>	<u>3.300</u>	<u>66</u>	<u>3.700</u>	<u>4.800</u>
<u>67</u>	<u>2.600</u>	<u>3.300</u>	<u>67</u>	<u>3.700</u>	<u>4.800</u>
<u>68</u>	<u>2.600</u>	<u>3.300</u>	<u>68</u>	<u>3.700</u>	<u>4.800</u>
<u>69</u>	<u>2.600</u>	<u>3.400</u>	<u>69</u>	<u>3.800</u>	<u>4.900</u>
<u>70</u>	<u>2.600</u>	<u>3.400</u>	<u>70</u>	<u>3.800</u>	<u>4.900</u>
<u>71</u>	<u>2.600</u>	<u>3.400</u>	<u>71</u>	<u>3.800</u>	<u>4.900</u>
<u>72</u>	<u>2.600</u>	<u>3.400</u>	<u>72</u>	<u>3.800</u>	<u>4.900</u>
<u>73</u>	<u>2.700</u>	<u>3.500</u>	<u>73</u>	<u>3.900</u>	<u>5.100</u>
<u>74</u>	<u>2.700</u>		<u>74</u>	<u>3.900</u>	
<u>75</u>	<u>2.700</u>		<u>75</u>	<u>3.900</u>	
<u>76</u>	<u>2.700</u>		<u>76</u>	<u>3.900</u>	
<u>77</u>	<u>2.800</u>		<u>77</u>	<u>4.000</u>	
<u>78</u>	<u>2.800</u>		<u>78</u>	<u>4.000</u>	
<u>79</u>	<u>2.800</u>		<u>79</u>	<u>4.000</u>	
<u>80</u>	<u>2.800</u>		<u>80</u>	<u>4.000</u>	
<u>81</u>	<u>2.800</u>		<u>81</u>	<u>4.100</u>	
<u>82</u>	<u>2.800</u>		<u>82</u>	<u>4.100</u>	
<u>83</u>	<u>2.800</u>		<u>83</u>	<u>4.100</u>	
<u>84</u>	<u>2.800</u>		<u>84</u>	<u>4.100</u>	
<u>85</u>	<u>2.800</u>		<u>85</u>	<u>4.100</u>	
<u>86</u>	<u>2.800</u>		<u>86</u>	<u>4.100</u>	
<u>87</u>	<u>2.800</u>		<u>87</u>	<u>4.100</u>	
<u>88</u>	<u>2.800</u>		<u>88</u>	<u>4.100</u>	
<u>89</u>	<u>2.900</u>		<u>89</u>	<u>4.200</u>	
<u>90</u>	<u>2.900</u>		<u>90</u>	<u>4.200</u>	
<u>91</u>	<u>2.900</u>		<u>91</u>	<u>4.200</u>	
<u>92</u>	<u>2.900</u>		<u>92</u>	<u>4.200</u>	
<u>93</u>	<u>3.000</u>		<u>93</u>	<u>4.300</u>	
<u>94</u>	<u>3.000</u>		<u>94</u>	<u>4.300</u>	
<u>95</u>	<u>3.000</u>		<u>95</u>	<u>4.300</u>	
<u>96</u>	<u>3.000</u>		<u>96</u>	<u>4.300</u>	
<u>97</u>	<u>3.100</u>		<u>97</u>	<u>4.400</u>	
<u>98</u>	<u>3.100</u>		<u>98</u>	<u>4.400</u>	
<u>99</u>	<u>3.100</u>		<u>99</u>	<u>4.400</u>	

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
<u>100</u>	<u>3.100</u>	<u>100</u>	<u>4.400</u>
<u>101</u>	<u>3.100</u>	<u>101</u>	<u>4.400</u>
<u>102</u>	<u>3.100</u>	<u>102</u>	<u>4.400</u>
<u>103</u>	<u>3.100</u>	<u>103</u>	<u>4.400</u>
<u>104</u>	<u>3.100</u>	<u>104</u>	<u>4.400</u>
<u>105</u>	<u>3.200</u>	<u>105</u>	<u>4.500</u>
<u>106</u>	<u>3.200</u>	<u>106</u>	<u>4.500</u>
<u>107</u>	<u>3.200</u>	<u>107</u>	<u>4.500</u>
<u>108</u>	<u>3.200</u>	<u>108</u>	<u>4.500</u>
<u>109</u>	<u>3.200</u>	<u>109</u>	<u>4.500</u>
<u>110</u>	<u>3.200</u>	<u>110</u>	<u>4.500</u>
<u>111</u>	<u>3.200</u>	<u>111</u>	<u>4.500</u>
<u>112</u>	<u>3.200</u>	<u>112</u>	<u>4.500</u>
<u>113</u>	<u>3.200</u>	<u>113</u>	<u>4.600</u>
<u>114</u>	<u>3.200</u>	<u>114</u>	<u>4.600</u>
<u>115</u>	<u>3.200</u>	<u>115</u>	<u>4.600</u>
<u>116</u>	<u>3.200</u>	<u>116</u>	<u>4.600</u>
<u>117</u>	<u>3.300</u>	<u>117</u>	<u>4.700</u>
<u>118</u>	<u>3.300</u>	<u>118</u>	<u>4.700</u>
<u>119</u>	<u>3.300</u>	<u>119</u>	<u>4.700</u>
<u>120</u>	<u>3.300</u>	<u>120</u>	<u>4.700</u>
<u>121</u>	<u>3.300</u>	<u>121</u>	<u>4.700</u>
<u>122</u>	<u>3.300</u>	<u>122</u>	<u>4.700</u>
<u>123</u>	<u>3.300</u>	<u>123</u>	<u>4.700</u>
<u>124</u>	<u>3.300</u>	<u>124</u>	<u>4.700</u>
<u>125</u>	<u>3.300</u>	<u>125</u>	<u>4.800</u>